

IX. 情報の管理・提供

IX.A 事務局による情報の保管

280. 事務局は、世界遺産委員会及び世界遺産条約締約国会議に関連する全ての文書をデータベースにして管理する。当該データベースは、次のウェブアドレスに公開されている。<http://whc.unesco.org/en/statutorydoc>（英語）
281. 事務局は、暫定リスト、世界遺産登録推薦書について地図及びその他の締約国提出使用を含め、ハードコピー及び可能なものは電子書式によりアーカイブ化する。事務局はまた、諮問機関による審査その他の書類、締約国との通信文及び各種報告書（リアクティブモニタリング及び定期的報告を含む）、事務局及び世界遺産委員会からの通信文、資料など、登録資産に係る関連情報のアーカイブ化を行う。
282. アーカイブ化した資料は、長期にわたる保存に適した形で保管される。紙資料、電子形式のそれぞれに適切な方法で保管される。締約国に公開するための資料は、要請に応じて用意される。
283. 委員会によって世界遺産一覧表に登録された資産の登録推薦書の閲覧は、要請に応じて認められる。締約国自身が、各自のホームページに登録推薦書を掲載することが強く推奨される。又、そのようにした場合は、事務局へ連絡することが推奨される。登録推薦書を作成する締約国は、自国の領域内の資産を認定し登録推薦書を作り上げる際のガイドとしてこの情報を利用することが考えられる。
284. 各登録推薦に対する諮問委員会の審査及び各登録推薦に関する委員会決議は、以下のウェブアドレスで公開されている。<http://whc.unesco.org/en/advisorybodies>（英語）

IX.B 世界遺産委員会メンバー国及び締約国に対する情報提供

285. 事務局は、委員会メンバー国用のメーリングリスト (wh-committee@unesco.org) 及び、締約国用のメーリングリスト (wh-states@unesco.org) を運用する。このリストの作成の為、締約国は、適切な電子メールアドレス

を提供するよう求められる。電子メールのメーリングリストは、締約国に対する伝統的連絡手段に置き換わるものではなく、これを補完して、事務局文書の作成状況、会合スケジュールの変更、委員会メンバー国及び締約国に関係する種々の課題に関する連絡を、タイムリーに伝達することを可能にするものである。

286. 締約国に対する回覧書簡は、次のウェブアドレスに公開されている。<http://whc.unesco.org/en/circularletters> (英語)
この公開ウェブサイトには、利用者を制限した別のウェブサイトへのリンクが設定されており、(利用制限サイトには)事務局の管理のもと、委員会メンバー国、締約国及び諮問機関を利用者とする特定の情報を掲載している。
287. 事務局はまた、委員会決議及び締約国会議決議をデータベースにして管理する。次のウェブアドレスで公開されている。<http://whc.unesco.org/en/decisions> (英語)

決議 28 COM 9 参照

IX.C. 一般向けの情報提供、出版物の発行

288. 事務局は、可能な限り、世界遺産資産及びその他の関連事項に関する情報で、一般公開・著作権フリーの情報へのアクセスを提供する。
289. 世界遺産に関連した課題に関する情報は、事務局のウェブサイト(<http://whc.unesco.org>)、諮問機関のウェブサイトや図書館で入手できる。インターネットでアクセス可能なデータベースおよび関連ウェブサイトの一覧表を巻末の参考文献に示す。
290. 事務局は、「世界遺産一覧表」、「危険にさらされている世界遺産一覧表」、「世界遺産資産解説」、「世界遺産ペーパー」シリーズ、ニュースレター、パンフレット、および情報キットなど幅広い出版物の作成を行っている。さらに、専門家を対象にした情報や一般の読者を対象とした情報の提供を展開している。世界遺産に関する出版物の一覧表を、巻末参考文献及び次のウェブアドレスに示す。
<http://whc.unesco.org/en/publications> (英語)
これらの出版物は、直接一般の読者に配布されるほか、締約国及び世界遺産パートナーによる全国的、国際的ネットワークを介して頒布される。